	ハ　資源開発投資法人の株式等に係る場合にあっては、当該資源開発投資法人が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先（当該相手先が資源開発投資法人である場合にあっては、当該相手先が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先を含む。）の事業の概要を記載した書面 ニ　当該株式等に係る資金が資源の探鉱又は開発の事業に充てられること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることになることの説明を記載した書面並びに当該株式等の発行目論書、契約書の写しその他の書類でこれらを明らかにするもの 2　債権　次に掲げる書類 イ　当該債権の債務者の事業並びに資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画を記載した書面（申請時の前後三年については、特に詳細に記載すること。） ロ　資源開発投資法人に対する債権に係る場合にあっては、当該資源開発投資法人が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先（当該相手先が資源開発投資法人である場合にあっては、当該相手先が出資をし、又は長期の資金を貸し付ける相手先を含む。）の事業の概要を記載した書面 ハ　当該債権に係る資金が資源の探鉱又は開発の事業に充てられること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることになることの説明を記載した書面並びに契約書の写しその他の書類でこれらを明らかにするもの
添付書類の部数	一通
提出期限	次の1及び2の区分に応じ、1及び2に掲げる日 1　株式等　当該株式等の払込み予定日又は取得予定日の三十日前の日 2　債権　当該債権の取得予定日の三十日前の日
提出先	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
申請者	当該貸付金又は社債に係る債権を取得する非投資内国法人
申請書の様式	次の1及び2の区分に応じ、1及び2に掲げる様式 1　規則第二十一条第五項の規定による認定 様式第二 2　規則第二十二条の四十五第三項の規定による認定 様式第五
申請書の部数	二通
添付書類	1　当該貸付金又は社債に係る債権の債務者の登記の謄本及び定款（申請時において設立されていない法人に係る場合にあっては、定款） 2　1に規定する債務者の事業並びに資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画を記載した書面（申請時の前後三年について特に詳細に記載すること。） 3　1に規定する債権が令第三十二条の二第八項各号又は第三十九条の七十二第五項各号のいずれかに該当する事情がある場合に取得されるものであることの説明を記載した書面及び契約書の写しその他の書類でこれを明らかにするもの

四　資源特定債権の認定（規則第二十一条第五項又は第二十二条の四十五第三項の規定による経済産業大臣の認定をいう。）

	五　購入資源株式等の認定（規則第二十一条第六項又は第二十二条の四十五第四項の規定による経済産業大臣の認定をいう。）
添付書類の部数	一通
提出先	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
申請者	当該株式等を取得する非投資内国法人
申請書の様式	次の1及び2の区分に応じ、1及び2に掲げる様式 1　規則第二十一条第六項の規定による認定 様式第四 2　規則第二十二条の四十五第四項の規定による認定 様式第七
申請書の部数	二通
添付書類	1　当該株式等に係る資源開発事業法人の定款 2　1に規定する資源開発事業法人の事業並びに資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画を記載した書面 3　法第二条第一項第一号の二の非居住者又は同項第二号の外国法人から取得した当該株式等が当該非居住者又は当該外国法人が払込みにより1に規定する資源開発事業法人から取得したものであることを明らかにする書類 4　1に規定する資源開発事業法人の現に行っている事業が主として資源の探鉱又は開発の事業であること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が内国法人により引き取られることになることの説明を記載した書面並びに契約書の写しその他の書類でこれらを明らかにするもの
添付書類の部数	一通
提出期限	当該株式等の取得予定日の三十日前の日
提出先	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課

様式第1（第2条関係）

租税特別措置法第55条第2項 ① の ② であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者名　（署名又は記名押印）

住所